第

1290

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年) 平成11年 4月 7日 水曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

[©]マンション建築のための居宅の取壊し

Q:私は、居宅を取り壊し、その跡地に賃貸マンションを建築することにしました。

この場合、居宅の取壊費用は、マンションの取得価額に算入できますか。

A:マンションの取得価額に含めることもできませんし、必要経費にも算入できません。 【解説】

一般に業務の用に供する資産の取得価額については、別段の定めがある場合を除き、次に掲げる費用の額とその資産を業務の用に供するために直接要した費用の額との合計額とされています。

(1)他から購入した減価償却資産

購入代価、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他その資産の購入のために要した費用の額の合計額

(2)自己の建設等による減価償却資産

その資産の建設等のために要した原材料 費、労務費及び経費の額の合計額

ご質問の居宅の取壊費用は、単なる家事上 の資産の処分における費用ですから、上記(1) の「その他その資産の購入のために要した費 用の額」には当たりません。

したがって、賃貸マンションの取得価額に 含めることはできませんし、必要経費にもな りません。







